

## 法人申請事務の留意点について

### 1. 定款変更申請について

**定款変更をする場合は、理事会等にはかる前に、事前に所轄庁（伊勢市福祉総務課）へ記載内容について確認**してください。定款の記載内容に不備があると、認可ができないうえに、再度理事会等を開催していただく必要が生じてきます。

#### ●定款に関する留意点

- ① 定款に誤字または脱字がある場合は、一部の字句の修正であっても「定款変更認可申請」となるので、定款に変更を加えるときは、変更箇所だけではなく全部を確認してください。誤字または脱字を発見した場合は、併せて変更をしてください。
- ② 定款変更を行なう場合は、理事会や評議員会で必ず議決をし、その旨議事録に確実に記録してください。
- ③ 理事会、評議員会の出席者数及び議決の人数は、必要数を確保しなければなりません。自主点検表に一覧表を掲載していますので、確認してください。

#### ●事業に関する留意点

- ① **定款に記載する社会福祉事業は、原則社会福祉法第2条に記載されている事業名で記載**してください。

記載方法は、**社会福祉事業は「〇〇事業の経営」、公益事業は「〇〇の事業」、収益事業は「〇〇業」と記載**してください。

以前の記載方法により定款が作成されている法人は、この修正のためにのみ定款を変更していただく必要はございませんが、他の箇所で定款変更が生じた場合に、併せて変更をしてください。

- ② 介護保険の事業は、老人福祉法で規定される事業のみが社会福祉事業となります。**介護保険の事業名では定款に記載しません。**
- ③ 介護老人保健施設は、無料または定額介護老人保健施設利用事業のみ社会福祉事業です。それ以外の介護老人保健施設は、公益事業です。
- ④ 公益事業及び収益事業を追加する場合は、新たに公益事業の章及び収益事業の章を定款に追加し、あわせて「資産の区分」の条文を変更してください。
- ⑤ 事業にかかる定款変更認可を受けたら、必ず登記を変更してください。
- ⑥ 新たに事業の指定等を受ける場合は、先に定款変更を行ってください。  
定款変更認可後に事業指定等を行うため、事業開始までに余裕をもって事務を行ってください。

#### ●基本財産の留意点について

- ① **定款への基本財産の記載について、不動産登記事項証明書の記載に合わせて**ください。

**土地は1筆ごとに所在、地番、面積を記載し、建物は1棟ごとに所在地、構造、床面積（2階以上の建物は合計床面積とせず、階別に記載）を記載してください。使用用途も記載してください。**

- ② 不動産使用証明を受けたら、保存登記後速やかに定款変更をしてください。
- ③ 基本財産に追加する場合は、民間金融機関等の抵当権を設定しないでください。

●理事会及び評議員会の留意点について

- ① 理事の定数を変更すると、特殊関係の人数の変更が必要になる場合があるので、注意してください。  
また、評議員の場合は、評議員の定数（理事の員数を超える数）が満たされているか確認が必要です。
- ② 理事や評議員を増員する場合について、増員された委員は認可日からの増員となるため、既に就任している理事や評議員の任期とずれる場合があります。任期を同時に満了するためには、定款の附則にその旨の記載をする必要があります。

2. 基本財産処分及び担保提供承認について

- ① **基本財産から運用財産に資産区分を変える場合も、基本財産処分承認の手続きが必要です。また、使用しなくなった土地や建物は運用財産にしてください。**
- ② **県や市町村から道路の拡幅工事等に伴い施設の敷地の一部を譲渡する場合、隣接地との境界確認で敷地の境界を確認したことに伴う敷地面積が減った場合も、基本財産処分となります。所轄庁の事前承認が必要です。**
- ③ 新設の建物等を担保に供する場合は、担保提供承認をする前に、定款変更をして基本財産に加えてください。
- ④ 根抵当権を設定することは認めていませんので、注意してください。

3. 不動産使用証明について

- ① 所在欄は、土地と建物の記載内容が異なるので、注意してください。  
**土地は「〇〇市〇〇町」、建物は「〇〇市〇〇町〇〇〇番地」**です。
- ② 具体的用途欄は、社会福祉事業であることが確認できる記載としてください。社会福祉事業に供することが確認できない場合は、証明ができません。